

●シンポジウム「現状に抗って——ロールズ、アーレント、ファウンディング・ファーザーズ」

ロールズを非理想化する—— 修正された第一原理の制度化に向けて

福間 聡

1 導入 ロールズの正義構想は望ましいのか（実現するに値するのか）

二〇二二年はジョン・ロールズの『正義論（以下TJ）』が出版されて五十一年目にあたり、そして彼の没後二十年目にあたる。ロールズの正義に関する理論である〈公正としての正義〉が学界に与えた影響についてはもはや説明する必要はない。では我々の現実世界に与えた影響についてはどうか。ロールズと同時代の経済学・倫理学者のアマルティア・センの「ケイパビリティ理論」は、日本の外交政策の柱の一つである「人間の安全保障」という概念を精緻化・明確化するにあたって活用されており、のちに国連総会において人間の安全保障に関する総会決議が採択されるなど、我々の社会世界に現実的な影響を与えている。それに比べてロールズの正義構想は様々な概念を提示しているが、何か我々の社会に影響を与えているだろうか。もし与えていないとするならば、この両者に違いはどこにあるのだろうか。センの正義論は「非理想理論」であり、ロールズの正義論は「理想理論」であることにこの違いが存するならば、すなわち、ロー

ルズの正義構想は望ましいものであるのだが、理想理論であるため実行することが困難である点にあるとするならば、ロールズの正義構想を現実化するためには、それを「非理想化する non-idealize」ことが必要となる。

ではそもそも、ロールズの正義構想は望ましいのだろうか。TJでは〈公正としての正義〉は普遍的な正義構想として、カント的な人間本性論に基づく理論上の望ましさ主張され、『政治的リベラリズム（以下PL）』では様々な包括的世界観の間での「重なり合うコンセンサス」が可能となる政治的な正義構想として、実践的な望ましさ考察されている。単純化すれば、PLでロールズが主張していることは、「憲法の本質的要素」を構成する市民的・政治的自由を平等に保障するという正義の政治的構想は、理にかなっている様々な包括的世界観の間での「重なり合うコンセンサス」が可能である、ということである。この正義構想に反対する世界観は——ロールズの政治的正義構想の観点からは——理にかなったものではないと判定される。

もちろんロールズの正義構想は望ましくないと批判は多々ある。とりわけ、フェミニズムや人種の哲学 (philosophy of race) の立場からの批判は辛辣である。^② しかしながら、多くの批判はあるにせよ、政治哲学において、〈公正としての正義〉が今日でも最も重要な正義構想であることは疑いえない。本稿の目的は、ロールズの正義構想のどの点を、どこまで、どのように実現すべきかについて考察するものである。これが「ロールズを非理想化する」ことの意味である。

2 非理想理論^③として、ロールズの正義構想の何を実現すべきか

では〈公正としての正義〉を非理想化するに当たって、我々は何を目指すべきなのだろうか。この非理想化が意味する

のは、もちろん、ロールズの正義の二原理の完全な実現を目指すことではない。本稿においてこれが意味するのは、正義の二原理のうちの一——ロールズにあっては「憲法の本質的要素」を構成する——第一原理（「平等の自由原理」）のみを実現するということなく、この〈第一原理にかなった諸制度・政策の実現を目指すべき〉、ということである（あるいは、ネガティブには〈第一原理にかなわない諸制度・政策に反対する〉ことを意味している）。すなわち、第一原理それ自体の実現ではなく、第一原理にかなった諸制度・政策の実現を我々は目指すべきである。ではそれはどのような諸制度・政策なのだろうか。この問題を考察する前に、「平等の自由原理」とはどのような原理であるのかを再確認しておきたい。「平等の自由原理」とは以下の原理である。

(a) 各人は平等な基本的諸権利と諸自由からなる十全に適切な制度枠組みに対する平等な請求権を有しており、この制度枠組みは全員にとって同一の制度枠組みと両立可能である。そしてこの制度枠組みにおいては、平等な政治的諸自由は——そしてこの諸自由のみが——その公正な価値を保障されなければならない (PL 5/8)。⁴

この「基本的諸権利と諸自由」に含まれているのは、政治的自由、思想と良心の自由、結社の自由、人身の自由と完全性、法の支配によって規定される自由、そして個人的財産権である (TJ 53/85)。

ロールズの正義構想は細分すると三つの原理から構成されているが、「平等の自由原理」、「公正な機会均等原理」、そして「格差原理」と辞書の順序において下位に位置づけられている原理ほど批判の度合いが強く、他方で、第一原理である「平等な自由原理」に対する批判は相対的に強くない。⁵ それゆえロールズは後年、この第一原理を憲法の本質的要素を構成するものと見定め (JF sec. 13. 5)、⁶ そうした憲法についてのコンセンサスが、正義構想についての様々な包括的世界

観の間での重なり合うコンセンサスの土台となると考えたのである (PL sec. 4, secs. 6-7)。

そして「政治的諸自由に関して公正な価値が保障されなければならない」という〈但し書き〉が新たに付された修正版「平等な自由原理」は、実質的に実現されるならば、「公正な機会均等原理」と「格差原理」も派生的に実現されることになるというポテンシャルを有している⁸⁾。

この第一原理にかなった諸制度・政策が実現された状態は、〈限定的な民主的平等〉と規定することができよう。ロールズが目指している「民主的平等」(TJ sec. 13) は正義の二原理が全体として実現されることで市民が享受できる複合的な平等である (Cohen 1989; Daniels 2003; White 2013; Kaufman 2018)。しかしながら、〈公正としての正義〉を非理想化するに当たって、完全なる民主的平等の実現を目論見することは、ハードルが高く、その趣旨にも反している (すなわち、理想的すぎるといわざるをえない)。

第一原理における基本的諸権利・自由を全ての市民に対して平等に保障することが〈限定的な民主的平等〉であるのだが、そもそもなぜこれらの自由・権利が市民に保障されるべきであるのだろうか。その理由をロールズは複数挙げている⁹⁾が、本稿において最も重視したいのは、自由で平等な市民として、社会の協働的な成員として民主的な社会の意志決定にアクセスすることが可能でなければならない、という理由である。ロールズがこの第一原理において、「平等な政治的自由の公正な価値を保障すべき」という但し書きを付している理由もそこにある¹⁰⁾。

政治的諸自由としてロールズは、投票権や公職に就く平等の権利、政治的言論の自由、集会の自由、政党の結成と加入の権利、通常の法律の制定における最小過半数ルールを挙げており (TJ sects. 36-37; PL sec. 8; JF sec. 45)、これらの自由を「平等な参加原理」のもとに包摂している。この「平等な参加原理」とは「すべての市民が遵守することになる法律を確立する憲法過程に、彼らが参加しかつその成果 (個々の法令) を決定する平等な権利を有すべきことを要求」す

るものであり (TJ 194/ 301) 、実質的な政治的諸自由の使用が可能であること、すなわち政治的決定プロセスに対して市民は「十全で等しく実効的な発言権」(PL 361/ 424) を有していることを含んでいる。

したがって、なくてはならないのは、すべての市民に対して公正な代表の制度枠組みにおける十全で等しく実効的な声を保障する政治的手続きである。そのような制度枠組みが必須であるのは、そのほかの基本的な諸権利の適切な保護がそれに掛かっているからである。形式的平等ではじゅうぶんではないのだ (PL 361/ 424)。

政治的諸自由の公正な価値が保障されることで、他の基本的な諸権利・自由——すなわち、市民的諸権利・自由——の保護も可能になるとロールズは考えており、したがって前者の自由は諸自由の中でも枢要な地位を占めるに至っている。¹¹⁾

政治的諸自由の公正な価値の保障が正義の第一原理に含まれているのは、それが正義にかなった立法を確立することにおいて、また憲法によって規定された公正な政治過程がおおよそその平等性に基づいて全員に開かれていることを確実にすることに必要不可欠だからである (PL 330/ 390)。

PL以降の政治的諸自由の重視は、ロールズがリベラルよりからデモクラティックよりはその立場を移行させた結果であると解釈することができる。この移行を好意的に受け止める論者がいる一方で、否定的である論者もいる。¹²⁾ このロールズの移行は、今回のシンポジウムの考察対象となっている、アーレントと彼女が解釈するジェファーンソンの見解からすれば、望ましい変化であるといえるだろう。アーレントにあって「公的幸福」とは政治的自由(公的自由)を行使することから

もたらされるのであり、すなわち「公的領域に入る権利」「公的権力に参加する市民の権利」「統治参加者となる権利」こそが「自由」であり、それらの行使から「公的幸福」(Arendt 1990, 127/ 194f) は享受される、と考えられていたからである。

しかしながらPLにおけるこのロールズのデモクラティックへの傾斜は、政治参加を「市民的諸自由・権利を保障するために道具的に善」であると捉えている公民的共和主義とは両立可能であるが、政治参加を「人間の生にとって特権的な善」であるとみなす公民的人文主義とは両立可能ではない。ロールズは公民的人文主義を理にかなっていない包括的世界観に根差している構想として棄却しているが、⁽¹⁾それゆえこの点においてロールズは、公民的人文主義を支持するとみなすアーレントとは袂を分かつのである (PL 206/ 229)。⁽²⁾

契約論に基づくロールズの正義論にあっては、各市民が従うことになる政治的帰結が正統なものであるためには、その決定プロセスに市民が平等に参加可能でなければならない。その理由は——ルソーがとくに主張していたように——そうでなければ統治者と被統治者の同一性という契約論的な民主的正統性が維持されないのみならず、そうした制約がなければ、政体が「富者の支配」になってしまうからである。

歴史的に見て、立憲政体の主な欠陥のひとつは、政治的自由の公正な価値を確実なものにできなかったことにある。この欠陥を修正するために必要な措置は取られてこなかったし、実のところそれらが真剣に検討されることもなかったように思われる。政治的平等と両立可能な程度をはるかに超えて拡大した、所有および富の分配の格差は、法システムによって概して容認されてきた (TJ 198f/ 306)

政治的諸自由の公正な価値が保障されている状態とは、市民が政治的な決定プロセスに対して平等に影響力を行使できる状態にあることであるが、ロールズにおいてこの公正な価値に対する最大の脅威は、社会において一部の者に富が集中することである。社会の一部の者が経済を支配することによって、「間接的に政治生活までも支配してしまう」ことをロールズは懸念している (JF 42.3)。それゆえロールズは、様々な租税システムを通じて「段階的・継続的に富の分配を是正し、かつ政治的自由の公正な価値および公正な機会均等にとって有害な権力の集中を阻む」ことが肝要であると主張している (TJ 245/ 372)。

では自由で平等な市民として政治的な決定プロセスに平等に参加可能である、すなわち「政治的決定の帰結に対して影響を与える公正な機会」(PL 327/ 38T) が確保されるためには、どのような諸制度・政策が実現される必要があるのだろうか。そうした諸制度・政策としてロールズは、①「選挙への公的資金の供給」、②「政策に関わる諸問題の情報公開を利用可能にするさまざまな保障手段」、そして③「所得と富の適正 (decent) な分配」(PL viii/ ixiii) を挙げている。そしてこの三つの制度が〈限定的な民主的平等〉を実現するにあたって、アルファにしてオメガとなる。順に説明していきたい。

3 ロールズの第一原理にかなった諸制度・政策とは

まずなぜ①「選挙への公的資金の供給」が必要であるのかというと、「国会議員やその他の公務員たちが特定の社会・経済的利害からじゅうぶん独立的であるため」(ibid.) には、こうした施策が不可欠だからである。また富者からの寄

付がなくなつたとしても、彼らが（直接あるいは間接に）支配している公共メディアによって自らに有利な政策を喧伝することが可能であるため、公共メディアへのより対等なアクセスを確保するためにも、彼らの言論や報道の自由を制限する必要もある（JF, sec. 45. 3）。政治的自由の公正な価値は富者の言論・報道の自由に優越するのである（PL 362/ 424f）。

そして次に、②「政策に関わる諸問題の情報公開を利用可能にするさまざまな保障手段」が「知識と情報に基づいて、公共的理性を用いる市民が政策を形成し、政策を聡明に評価しうる」ために必要となる（PL Ivi/ Ixii）。政策形成や評価のためには、公共の政治フォーラム（公共の審議の場）が設置されるのみならず、我々の社会や政治についての十分な理解を全ての市民が有していることがその土台となる。それゆえ「教育における公正な機会均等」が実現されなければならない⁽¹⁶⁾。「こうした機会がないと、社会の構成員のすべてが公共的理性に基づく討議に参加できるということも、社会的・経済的政策に貢献できるということもない」のである（Ibid.）⁽¹⁷⁾。このためには貧困に基づく教育格差の解消（とりわけ幼児教育の充実）や初等教育課程からの政治教育やシチズンシップ教育等に取り組む必要がある。

最後に③社会における市民の間での「所得と富の適正な分配」が必須とされる。その理由は、「富と所得を多く有する者はそうでない者を支配し、次第に自らに都合よく政治権力を操作する傾向にある」からである（Ibid.）。ロールズは所得と富を、第一原理に含まれる「諸自由を聡明かつ実効的に使用するために必要な汎用的手段」と捉えており、ゆえにすべての市民にこの手段は保障されなければならない（Ibid.）。この汎用的手段とは「衣食住の供給、あるいはたんに基本的ニーズへの供給をはるかに超えている」ものであり、この諸自由は「基本的諸自由とさまざまな機会のリストによって規定され、その中には政治的諸自由と政治過程への公正なアクセスが含まれる」とロールズは説明している（Ibid.）⁽¹⁸⁾。ロールズは経済的な支配力が政治に及ぼす影響を再三警告しているが、その理由は、現代の民主政治は経済的な力を有している者が様々なチャンネルを通じて政治にも大きな影響力を及ぼす「金権政治 plutocracy」（Bercuson 2014, 191）、ある

いは「寡頭政治 oligarchy」(Thomas 2016, ch.4) に堕しているからである。この点を是正しなければ、理性・理由に基づくデモクラシー(熟議民主主義)(JF 148/ 294f; PL 449f/ 531f) は実現されえないとロールズは考えている。

そこで、社会の一部が富を独占することを許容する、現在の資本主義的福祉国家に取って代わるべき社会体制としてロールズが提唱しているのが、「財産所有民主制(POD)」(TJ xviff/ xviff, sec. 43; JF part 4) であるが、これまでの議論を踏まえると、PODは第一原理のみ、とりわけ政治的諸自由の公正な価値の保障のみから導出することが可能であることが分かる。PODの特徴は、一部の人が政治を支配することができなくなるまで富と資産の所有を社会において分散させること(国有や共有ではない)、生産用資産(物的資本)と人的資本(知識と諸制度の理解、教育を受けた諸能力、訓練された技能)の「事前分配 pre-distribution」を行うことにある(物的資本の分配は③、人的資本の分配は②の政策と関わっている)。

このロールズのPODはJ・E・ミード(Meade 1964)やイギリスの政党史・政治思想史に由来する社会構想ではなく、⁽¹⁸⁾アメリカの政治伝統を引き継ぐものである。T・ジーチャオによれば、この政治伝統とはニューデールではなく、建国の父祖たちと一九世紀のポピュリズム、そして進歩(革新)主義(progressivism)である。⁽¹⁹⁾これらの立場とロールズのPODが共有する特徴は、社会における富の集中を許容せず、「広範な財産所有」を最終的な目的としている点である(Zhichao 2015, 291)。

ではなぜニューデールはロールズのPODの範となっていないのだろうか。確かにニューデールによって福祉システムの拡充があったが、同時に大企業化も推し進められた。そして資本主義下にあっては、大企業化は富の集中を必然的に伴う。すなわち、ニューデールは経済不況の克服のために社会制度を抜本的に変えることなく、ケインズ主義財政政策によって有効需要の創出のみを行ったが、これはまさしく資本主義的福祉国家による「功利主義」(ibid., 302)に基

づく政策であり、ロールズの立場と相容れない (Freeman 2013)。それゆえニューディールやそれに基づくリベラル・コンセンサスではなく、ジェファソン、ポピュリズム、そして革新主義を引き継ぐ政策をロールズのPODは示している。

財産所有の意義はジェファソンにあっては市民の政治的独立であり、ロールズにあっては政治的諸自由の公正な価値の保障である。PLの第九講義「ハーバーマスへの返答」注45で指摘されているように、「一つの世代は他の世代を支配することはできない」として、ジェファソンは十九年ごとに負債を帳消しにし、財産(土地の収益権)を再分配するのみならず、憲法の再創設を主張している。過去の人びとが作成した憲法や法によって現在の人びとが支配されるいわれはなく、十九年以上にわたってそれらの施行が維持されるならば、「それは強制の行為であって、権利の行為ではない」とジェファソンは述べている^②。

憲法の再創設に対してはロールズは否定的だが、財の再分配についてのジェファソンの見解を自身のPODに取り入れている。十九年ごとに憲法を創設せずとも、市民の間での広範な財産所有を確保することで政治的諸自由の公正な価値が保障されるのであれば、市民の声は法や制度、そして憲法の修正条項において反映されるとロールズは考えている。しかしながら「平等な参加原理」をロールズ以上に真剣に受け止めるならば、憲法制定に参加する公正な機会を十九年ごとに市民に保障することは、政治的諸自由の公正な価値の更なる保障になる^③。

では、この日本において、自由で平等な市民として有意義に政治参加することへのアクセスを可能とするためには具体的にどのような諸制度・政策が実施されなければならないのだろうか。ロールズも述べているように、この問題については政治哲学だけで語れることではないので、暫定的な提言のみを行いたい。

まず選挙制度改革であるが、アメリカとは異なり、日本では選挙への公的資金が提供されている(選挙公営制度)。し

かしこの制度は事後的なものであり、供託物没収点以上の得票を得た候補者にその提供は限られる。このような制度にしないと、売名の為だけに立候補する者が乱立する恐れがあるからである。しかしながらこの選挙公営制度だけで、ロールズが考えている公職への公正な機会を確保するのは十分ではない。企業・団体献金（政党や政治資金団体への献金）や政治資金パーティが認められているため、富者が政治的影響力を不当に行使するチャンネルが存在しているからである。また政治報道に関して、富者（直接・間接に）が支配しているメディアを統制する必要もある。完全公的資金の選挙を行う一つの手段として、公費で運営されるアーレント的な評議会から政治的代表を各地域で選出してゆき、最後まで残った代表者を国政に送り込むという方途が考えられる。⁽²⁴⁾

次に、所得と富の適正な分配と教育における公正な機会均等であるが、「生産前段階への介入」(Blanchard and Rodrik 2021, xi-xx / ix-xxii) がロールズの第一原理に適合的である。この介入として、所得の下位層には、資質育成政策（医療・教育⁽²⁵⁾）やユニバーサル・ベーシックインカムを提供することが効果的である。所得の中間層への介入としては高等教育への補助金が考えられる。そして所得の上位層（彼らの富の多くは死者から譲り受けたものであるが）には、相続税や遺産税⁽²⁶⁾を課すことでその資産を減らし、上述の政策への資金とすることが必要となる。

4 ロールズの正義構想は実現可能 (realizable) なのか

第2章においては、修正されたロールズの第一原理が意図していることは何であるのか、そして第3章においては、この修正された第一原理のみからPODの導出は可能であることを説明し、PODを実現するために必須となる制度改革は

どのようなものであるのかについて概略した。

ではロールズの第一原理にかなった諸制度・政策を実現することは我々の責務となりえるのだろうか。すなわち、正義構想の望ましさの判断とその実行可能性についての判断、そしてそれを実現することが責務であるという判断はどのように結びついているのだろうか。

P・ジラベルトとH・ローフォード・スミスは、「政治的文脈の中で何をすべきかという全体的な判断を導き出すためには、実現可能性の評価と望ましさの考察をどのように組み合わせるべきであるのか」(Gilbert and Lawford-Smith 2012, 819)とこう問いに対して、「三つのステージに分けて検討するという提案を示してこそ (ibid., 819-823)」⁽²³⁾。

第一ステージでは、ある正義構想が提示している原理の擁護は、「基底的な道徳的諸理念」と、当該の原理の適用を「現実的に必要とし、かつ可能とする一般的な事実」の観点から行われる。前者の道徳的理念は既に我々が望ましいものとして受け入れているものであり、この理念の観点から当該原理の望ましさが判断される。そして後者の一般的な事実とは我々の人間としての事実や社会状況について事実であり、こうした事実の観点から当該原理の実行可能性が判断される。⁽²⁴⁾

第二ステージでは、第一ステージで評価された正義原理を実現する「制度枠組み」が考察される。制度枠組みは、提案されている正義原理を実施する上で、少なくとも他の代替案より悪くないことを示すことによって擁護される。実行可能性と望ましさに関する考察は、ここでは二つのテストを通じて行われる。実行可能性に関してここで最も重要なのは、第一のテストである制度枠組みの「安定性」である。制度枠組みの安定性は、それが実施され、継続的に存在することになる社会における人びとの生活やありようについての「一般的な経験的真理」とどの程度衝突しないかによって、判定される。そして第二のテストは、「最大に望ましい制度枠組み」を特定するものである。制度枠組みが最大に望ましいとは、当該の正義原理を実現する上で代替案より悪くならない場合である。⁽²⁵⁾

第三ステージでは、第二ステージで考察された制度枠組みの実現につながる政治改革戦略に焦点が当てられる。このステージでの、実現可能性の最も重要な側面は、制度枠組みへの「アクセス性」である。我々が現在置かれている状況から、「少なくとも、当該の原理を充たす穏当な近似状態に至るための実行可能なルートがある」ならば (Buchanan 2004, 61)、正義構想を実現するという要求は特定の行為者にとってアクセス可能であると見なすことができる。正義になかった制度枠組みの実現に接近するうえで、影響を受ける人びとにおいて許容可能な——理にかなった仕方で受人可能な——コストのみを課しながら、少なくとも代替案より悪くない改革を特定することは、望ましさの判断にとって重要となる。これは、二重の道徳的思慮を含んでいる。すなわち、改革の結果とこの結果に至るプロセスの両方の道徳的価値である。プロセスに関わる考慮と結果に関わる考慮の適切なバランスを決定するために、政治的自由と平等、そして経済的な機会との間での兼ね合いをはかる、政治的判断が常に必要とされる。

こうした望ましさを実行可能性の考察から、へある正義原理を体现する制度枠組みを実現することは我々の責務である」という結論はどのように導けるのだろうか。この三つのステージにおける考察によって、正義原理とそれを体现する制度枠組みが望ましく、かつ実行可能であると判定され、そしてこの制度枠組みを実現するための実行可能なルートが存在し、加えて、この制度枠組みを実現することは、「全体として最大の期待規範的価値を伴う」(Gilbert and Lawford-Smith 2012, 823)と判断したならば、その制度枠組みを実現することは責務となる。すなわち、こうした考察を経て、第三章で提示した制度改革を実施することは、全体として最も望ましい帰結をもたらすと期待することが可能であるという結論に至った〈私〉においては、ロールズの第一原理を体现する制度枠組みを実現することが要求されており、実現すべきである(実現することが責務である)、となる。

ではこのような結論に我々は至ることができるのだろうか。またこうした考察は個人で行うものなのか、それとも集団

で行うものであるのだろうか。一ついえるのは、正義原理の実現にあたっては、ロールズの四段階系列 (TJ ch.31) とは逆のプロセスを辿ることになるだろう、ということである。すなわち、原初状態での正義原理の選択から憲法制定会議での憲法の立案、この憲法が容認する法律の作成、そして憲法と法律を解釈する司法部という系列での正義原理の実現ではなく、第一原理に適合する諸権利が社会運動と訴訟を通じて司法によって承認され、そして第一原理にかなった政策を支持する政党や候補者への投票を通じて国会で法律が制定され、最後に憲法改正時において新たな権利として憲法へ明記される、という系列を経ることになると思われる。それゆえ、ある程度の規模の人びとにこの正義の構想の内容を理解してもらいが必要があり、そのためにも、ロールズの第一原理にかなった諸制度・政策を望ましく、実行可能であると判断した〈私〉は、彼らに対して説明し、賛同を得るといふ責務も負うことになる。こうした責務は過剰要求 (demanding) であるだろうか。^⑩

5 結論

社会の格差が拡大し続けている現状において、一パーセントの人たちは反対するかもしれないが、九十九パーセントの人たちは本論文での提案に——その理由は各人においてもちろん異なるにせよ——賛同してくれるのではないだろうか。ロールズが述べているように、我々は「妥当な権利要求の自己確証的な発起者 self-authenticating sources of valid claims」(PL 32/ 38) と自らを見なすべきであり、市民として自らの善の構想を促進するために、自分たちの諸制度に対して権利要求を行なう資格を有していると自覚する必要がある。

ロールズがアレントの見解として指摘しているように、「政治においてもっともよく実現される自由と世界性 (worldiness) のみが、人間の生を終わりのない自然の一巡から解放し、生きるに値するものとしてくれる価値」(PL 206/249) であるならば、そして「老若男女を問わず、普通の人びとが人生の重荷に耐えることができたのは、ポリス、すなわち人々の自由な行為と生きた言葉の空間が、人生に輝きを与えてくれたからである」(Arendt 1990, 281/444) というアレントの発言における「ポリス」を〈自由で平等な市民による政体〉と解するならば、これらのことからは、市民の政治的諸自由の公正な価値が保障されているPODにおいてのみ我々は自らの人生を生きるに値することができるということの意味している、とロールズ的には解釈できる。

第一原理にかなった諸制度・政策のセットが一挙に実現されることはない。それゆえ、第一原理に必ずしも十全に適合しているわけではないとしても、近似している諸制度・政策に対しては賛意を示し、私たちの〈声〉を政治の場に届けることを通じて、ピースミールのに変革を進めて行かざるをえない。私たちは「愚者」のままであってはいけないのだ。

*本研究はJSPS 科研費 19K00034の助成を受けたものです。

註

- (1) 外務省「ODA 人間の安全保障 分野をめぐる国際潮流」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html> (2022/11/11アクセス)
- (2) 「ロールズの正義構想はジェンダーの正義を軽視し、人種の正義を完全に無視している。人種やジェンダーに基づく社会的な抑圧

の問題を十分に考察していない」という批判がこれらの立場から提起されている。(Pateman 1988; Mills 1997; Pateman and Mills 2007) を参照。

(3) 私は正義についての理想理論を、社会についての理想的な観点から現実の社会を吟味するための批判理論と理解しており、正義についての非理想理論こそが規範理論の名に値すると考えている。

(4) そして以下が「公正な機会均等原理」と「格差原理」からなる、正義の第二原理である。

(b) 社会的・経済的不平等は次の二つの条件を満たさなければならない。第一に、社会的・経済的不平等は、公正な機会均等という条件のもとで全員に開かれた地位と職務に伴うものでなければならない。そして第二に、社会的・経済的不平等は社会の中でもっとも不遇な状況にある成員にとって最大の利益となるものでなければならない (PL 5/ 8)。

(5) もちろん第一原理にも有名なH・L・A・ハート(Hart 1973)やN・タニエリス(Daniels 1975)による批判があり、それらに答えるためにロールズは「基本的諸自由とその優先権」(PL lec. 8)や『正義論 改訂版』を記し、公正な価値についての〈但し書き〉を第一原理に加えたといえる。

(6) D・ミラーは自らの正義原理として、格差原理を「功績原理」と「社会的ミニマムを保障する原理」に変更するものの、(修正以前の)第一原理と機会均等原理はそのまま採用している(Miller 2003, 90f/ 140f)。

(7) 憲法の本質的要素には上述した自由と権利の他に、移動の自由と職業選択の自由という「形式的な機会均等を要求する原理」も含まれる(PL 228f/ 277)。

(8) このことを以下で説明する。またこの「第一原理と第二原理がオーバーラップしている」という事態を批判的に解釈する論者もいる。(Wall 2006) (濱 2020) を参照。

(9) 基本的自由の平等な保障は市民の自尊の基礎であり(TJ 477f/ 714ff; PL 318f/ 377ff)、「一つの道徳的能力(正義感覚と善の構想のための能力)の行使・発展と関連してこそ(PL lec. 8, secs. 5-6)「ロールズは論じている。

こうしたロールズの見解に対して、ジェイソン・ブレナンはその著『アゲインスト・デモクラシー』において、基本的諸自由を持たないとしても人びとは正義感覚と善の構想のための能力を発展させ、行使することは可能であると主張している(Brennan 2016, Ch. 4)。政治的知識を有する一部の者にのみ政治的自由を付与する政治システムであるエピストラシー(知者の支配)を

擁護するブレナンは、「二つの道徳的能力を涵養し行使するために選挙権や被選挙権を人びとは必要としな¹⁷⁾」し (ibid., 109/上170)、選挙権と自尊との結びつきも、「偶然的な、心理的ないし文化的事実」(ibid., 129/上215)であるため、正義感覚と善の構想のための能力の発展・行使、および自尊の社会的基盤であることを理由として、全ての市民に政治的諸自由を保障する必要はないと断じている。

こうしたブレナンの批判に対しては二つの反論をしたい。実質的な正義が何であるのかが既に分かっており、それを表現するための手段(道具)としてのみ政治システムはその価値を有するのであれば、エピストラシーがそうした正義を他のシステムに比して実現できる限りにおいて、最適な政治システムであるといえるかもしれない。しかし、実質的な正義が何であるのかは、市民がお互いに自らの利害や必要を述べ合い、理由に基づいて議論することによって「構成される」(Runnens 2018)と考えられるのであれば、何が正義であるのかについての公共的討議に当事者である市民が実際に参加し、自らの善の構想はどのような制度の下でなら実現可能なのかについて、平等な尊重と配慮に基づいて互いに熟慮する必要がある。こうしたことを可能にするためには、全ての市民に政治的自由を保障しなければならない。

また、政治的自由の誤った行使は他の市民に損害を与えることになるとして、十分な政治的理解力を有していない人びとに対しては政治的自由を制限することをブレナンは提案している (Breanan 2016, Ch. 6)。では一部の知者だけに政治的自由を付与するシステムは他の市民に損害を与える決定をしないことがなぜ保証されるのであろうか。歴史的にみれば、選挙権の資格要件を設定していた制限選挙制は他の人びとよりも知的に優れた人びとによる政治システムであるとして「知者の支配」と見なしうる (Christiano 2017)。では戦前までの制限選挙制は民主制(普通選挙制)よりも適切な政治的決定を下すことができたのであろうか。加えて、政治的自由が認められる知者は恐らくその多くを富裕層が占めることになると思われるが、彼らによる支配は寡頭政治や金権政治に墮することはないとなぜいえるのだろうか。後述するようにロールズの「財産所有民主制」は我々の社会がそうした政治形態にならないことを目的としており、そのための施策の一つとして政治的自由の公正な価値の保障が要求されている。エピストラシーについての筆者の更なる見解については (福岡 2022) を参照。

(10) 政治的諸自由の公正な価値自体についての説明は (TJ sec.36) にも見られるが、第一原理に〈但し書き〉として明記されるようになったのは PL の初版 (1993年) からである。

(11) この意味において、古代人の自由と近代人の自由は「等根源的」であり、「等しい重要性」を有しているため (PL 413/486)、ロールズにあっては市民的諸自由(私的自律)が政治的諸自由(公共的自律)に優越している、というハーバーマスの批判は的を射てい

なご (Habermas 1995, 127ff/ 86f) にごんご。

(12) 前者が (Cohen 2003) (Gutmann 2003) (Brighouse 1997) であり、後者が (Wall 2006) (濱 2020) である。

(13) 「公的幸福を共有することなしにはだれも幸福ではないえず、公的自由を経験することなしにはだれも自由ではないえず、公的権力に参加しそれを共有することなしには、だれも幸福であり自由であるということとはできない」(Arendt 1990, 255/ 407)。

(14) 公民的共和主義と公民的人文主義についてのロールズの評価については、(福岡 2019) を参照された。

(15) しかしアレントが、ロールズが規定する意味での公民的人文主義者であったのかについては、留保が必要であるかもしれない。(森川 2021) を参照。

(16) したがって限定された「公正な機会均等原理」は第一原理にすでに含まれている。

(17) 各ヨーロッパ語で「愚者」を意味する idiot は、ギリシア語の idiotēs に由来するが、D・ミラーは「このギリシア語は、完全に私的な生活を送り、都市国家の公的生活に全く参加しない人を表す言葉であった。すると、自らの政治的知性を発揮できないかぎりにおいて、現代人のほとんどが愚者であることになる」(Miller 2003, 48/ 74) と断じている。デモクラシー社会において政治的権威の根拠は民衆の同意に依存しているが、政治についての十分な教育や情報を提供せず、数年に一度の選挙において主権者としての役割を市民に与えるのみで、それ以外は政治に参加する機会を閉ざしている現状は、政府が意図的に市民を「愚者」としていると言わざるをえない。こうした状況における市民の「同意」は十全なものではなく、ゆえに政治的権威も薄弱なものなる。またアレントは「愚者」を次のように定義している。「愚者とは、自分の身近なこと(household)の中だけで生活し、自分の生活とその必要性だけに関心を抱く者のことである」(Arendt 2018, 511)。

(18) それゆえロールズの正義構想にあつては、資産の再分配は「格差原理」のみから要求されるのではなく、第一原理からも要求されるものである。

(19) 物的資本としてどのような財が含まれるのかについて、ロールズは特定してはいない。それぞれの社会の状況に応じて、文脈的に特定すべきであると考えているようである。

(20) ロールズの POD は、ミードの POD とその理念と諸特徴は共有するが、亀本も指摘しているように、両者の POD は別物である。POD についてのロールズの制度的な考察はミードに依拠しているとはいえない。(亀本 2022) を参照。

(21) アメリカの政治史については、(久保 2018; 久保・岡山 2022) を参照した。

(22) *The Papers of Thomas Jefferson*, "Thomas Jefferson to James Madison," Volume 15: 27 March 1789 to 30 November

1789, (Princeton University Press, 1958), 392-8. <https://jeffersonpapers.princeton.edu/selected-documents/thomas-jefferson-james-madison> (2022/12/16 トーマス)

(23) しかしながらこの更なる保障は社会の安定性とトレードオフの関係にあると考えられ、さらには理想理論の方に傾いてしまおうであろう。だが他方で、自分たちが死んだあとに責任を持たないにもかかわらず、のちの世代に大きな影響を与えることになる政治的決定に対しての高齢者の選挙権力は、抑制されなければならないだろう。そのためには、世代別の傾斜投票（一人一票ではなく、残余平均余命に比例してより多くの票を若年者に付与する）システム、あるいは親に対して未成年の子どもの代理投票権を付与するシステム（真正の普通選挙 genuine universal suffrage）を通じて（Van Parijs 1998, 309）老人の支配（老人政治 gerontocracy）から若者の支配（青年政治 juvenocracy）へと移行させる必要がある。現代の民主政治における社会制度の膠着状態⁶、とりわけ年金や児童手当等の社会保障について抜本的な改革が行われない理由が、有権者として投票数が多い高齢者たちの利害に選挙で当選したい政治家が配慮することにあるならば、この選挙改革は必要である。この提案であるならば、非理想理論の枠内に留まるのではないだろうか。

(24) アーレントの評議会についての私の理解は、（森川 2021）に負っている。またこの評議会制を採用することによって、最終的な代表者は適確な政治的知識も有していると考えられるので、エピストラシーを擁護する論者によるデモクラシーへの批判を回避することも可能である。

(25) 発達の早い段階で介入を行うことは、健康面、教育面、経済面での成功のために、持続的な影響を与える。こうした効果は開発途上国において顕著であるが、先進国においても幼児教育は大きな利益をもたらすことが確認されている（就学前プログラムに参加していた子どもはそうでない子どもよりも総じて学業成績や収入、経済的ステータスが上であり、犯罪的な行動や薬物を乱用する率も低くなる）。（Shafiq 2021, ch. 3）を参照。

(26) 社会格差是正を目指す相統制度についての包括的な研究として、（Haliday 2018）を参照された。

(27) 以下の三段落は（Gilbert and Lawford-Smith 2012, 819-823）の要約である。

(28) 前者に関して、ロールズにあっては、自由で平等であり、かつ合理的で理性的な社会の協働的市民という人格についての基礎的な道徳観に訴えること——そのような市民であるならばどのような正義原理を支持するのか——によって正義原理の望ましさが判断されている。そして後者に関しては、社会生活で生じる穩当な物質的希少性と利害の対立という不可避の事実（「正義の情況」と、そうした事実に対処できる道徳的力と一般的諸能力を人びとは持っているという想定に基づいて、正義原理の実行可能性

- が判断される(Gilbert and Lawford-Smith, 2012, 819f)。
 (29) したがって、ロールズの正義原理の場合、現代社会におけるその最良の実現は、資本主義的福祉国家、自由放任主義、指令経済による国家社会主義の制度ではなく、PODカリベラルな民主社会主義のいずれかの制度によるものだろうと考えられている。ロールズは、政治的伝統と文化を考えると、アメリカではPODがリベラルな民主社会主義よりも実現可能であると考えた(ibid., 820)。おそらく日本でもPODの方が実現可能であると思われるが、この問いに答えるためには歴史学や社会科学一般の知識、そして日本社会の経験を踏まえた総合的かつ文脈主義的な判断が求められる。
 (30) この結論に至るか否かを判断するためには、ロールズの正義構想についてある程度の知識を有していることが前提となる。(齋藤・田中 2021)は簡にして要を得た、優れたロールズの入門書となっている。
 (31) 選挙において、ロールズの第一原理にかないうような政策を提示している政党や候補者に投票するという責務は少なくとも負うことになるだろう。

文献表

ロールズの著作とその略称

- Justice as Fairness: A Restatement* (JF). ed. by Erin Kelly. Harvard University Press, 2001. (邦訳)『公正としての正義 再説』(田中成明・亀本洋・平井亮輔訳)岩波現代文庫、二〇二〇年。
Political Liberalism (PL), expanded edn. Columbia University Press, 2005. (邦訳)『政治的リベラリズム 増補版』(神島祐子・福岡聡訳)筑摩書房、二〇二二年。
A Theory of Justice (TJ), rev. edn. Harvard University Press, 1999 (original ed. 1971). (邦訳)『正義論 改訂版』(川本隆史・福岡聡・神島祐子訳)紀伊國屋書店、二〇一〇年。

- Arendt, Hannah (1990) *On Revolution*, Penguin. (邦訳) ノンナ・アレント『革命について』(志水速雄訳) 筑摩文庫、一九九五年。
- Arendt, Hannah (2018) *Thinking Without a Banister: Essays in Understanding, 1953-1975*, ed. by Jerome Kohn, Schocken.
- Bachtiger, Andre, Dyzek, John S., Mansbridge, Jane, and Warren, Mark E. (eds.) (2018) *The Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, Oxford University Press.
- Bercuson, Jeffrey (2014) "Democracy," in J. Mandle and D. A. Reidy (eds.) (2014).
- Blanchard, Olivier and Rodrik, Dani (eds.) (2021) *Combating Inequality: Rethinking Government's Role*, The MIT Press. (邦訳) オリビエ・ブロンシャール、ダニ・ロドリグ『格差や闘争——政府の役割を再検討する』(月谷真紀訳) 慶應義塾大学出版会、二〇二二年。
- Brennan, Jason (2016) *Against Democracy*, Princeton University Press. (邦訳) ショーン・ブロンン『トクマンズとトクマンニー』エ・エ・オ (井上謙也訳) 勁草書院、二〇二二年。
- Brighouse, Harry (1997) "Political Equality in Justice as Fairness," *Philosophical Studies*, 86: 2, pp. 155-184.
- Buchanan, Allen. (2004) *Justice, Legitimacy, and Self-Determination*, Oxford University Press.
- Cohen, Joshua (1989) "Democratic Equality," *Ethics*, 99:4, pp. 727-751.
- Cohen, Joshua (2003) "For a Democratic Society," in S. Freeman (ed.) (2003).
- Christiano, Thomas (2017) "Review: *Against Democracy*," *Notre Dame Philosophical Reviews*. <https://ndpr.nd.edu/reviews/against-democracy/> (2022/12/16 トクマン)
- Daniels, Norman (1975) *Reading Rawls*, Basic Books.
- Daniels, Norman (1975) "Equal Liberty and Unequal Worth of Liberty," in N. Daniels (ed.) (1975).
- Daniels, Norman (2003) "Democratic Equality: Rawls's Complex Egalitarianism," in S. Freeman (ed.) (2003).
- Freeman, Samuel (ed.) (2003) *The Cambridge Companion to Rawls*, Cambridge University Press.
- Freeman, Samuel (2013) "Property-Owning Democracy and the Difference Principle," *Analyse & Kritik*, 35:1, S. 9-36.
- 福岡 聡 (2019) 「ローレンスとトクマンズ批判の変遷について——差異と共通性についての探求」『地域政策研究』22:2, pp. 15-30.

- 福岡 聡 (2022) 「書誌：シトマン・ハートマン著『トクマン・キヤンティニー 上・下』『週刊読書人』二〇二二年一月一八日号」
 Gilabert, Pablo and Lawford-Smith, Holly (2012) "Political Feasibility: A Conceptual Exploration," *Political Studies*, 60: 4, pp. 809-825.
- Gutmann, Amy (2003) "Rawls on the Relationship between Liberalism and Democracy," in S. Freeman (ed.) (2003).
 濱 真一郎 (2020) 「ローヌス正義論における政治的自由の位置づけ——トクマン・キヤンティニーの「リベラリズム」の関連性」『社会科学研究』71:1, pp. 21-42.
- Habermas, Jürgen (1995) "Reconciliation Through the Public use of Reason: Remarks on John Rawls's Political Liberalism," *The Journal of Philosophy*, 92: 3, pp. 109-131.
- Halliday, Daniel (2018) *The Inheritance of Wealth: Justice, Equality, and the Right to Bequeath*. Oxford University Press.
- Hart, Herbert L. A. (1973) "Rawls on Liberty and Its Priority." *University of Chicago Law Review*, 40: 3, pp. 551-555.
- 亀本 洋 (2022) 「財源所有民主体制のトクマン・ユート」『法律論叢』94: 6, pp. 45-97.
- Kaufman, Alexander (2018) *Rawls's Egalitarianism*. Cambridge University Press.
- 久保 文明 (2018) 『アメリカ政治史』有斐閣。
 久保 文明・岡山 裕 (2022) 『アメリカ政治史講義』東京大学出版会。
- Mandle, Jon and Reidy, David A. (eds.) (2013) *A Companion to Rawls*. Wiley-Blackwell.
- Mandle, Jon and Reidy, David A. (eds.) (2014) *The Cambridge Rawls Lexicon*. Cambridge University Press.
- Meade, James M. (1964) *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*. Allen & Unwin.
- Miller, David (2003) *Political Philosophy: A Very Short Introduction*. Oxford University Press. (邦訳) 矢野 仁彦・『ちとるの政治哲学』(山岡龍一・森達世訳)『学政現代文庫』二〇一九年。
- Mills, Charles W. (1997) *The Racial Contract*. Cornell University Press.
- 森川 輝一 (2021) 「評議会の夢、自由民主体義の論議——トクマン・現代政治思想(一)〜(三)・完」『法律論叢』189: 6-190: 2.
- Pateman, Carole (1988) *The Sexual Contract*. Stanford University Press.
- Pateman, Carole and Mills, Charles W. (2007) *The Contract and Domination*. Polity.
- Rummens, Stefan (2018) "Deliberation and Justice," in A. Baechiger et al. (eds.) (2018).

- 齊藤 純一・田中 啓人 (2021) 『ジョン・ロールズ——社会正義の探求者』中公新書
- Shaik, Minouche (2021) *What Do We Owe Each Other?: A New Social Contract for the 21st Century*, Bodley Head. (邦訳) 〃
ノーラン・ドナルドソン『21世紀の社会契約』(藤田真記)・東洋経済新報社・110111年
- Thomas, Alan (2016) *Republic of Equals: Predistribution and Property-Owning Democracy*, Oxford University Press.
- Wall, Steven (2006) "Rawls and the Status of Political Liberty," *Pacific Philosophical Quarterly*, 87: 2, pp. 245-246.
- White, Stuart (2013) "Democratic Equality as a Work-in-Progress," in J. Mandle and D. A. Reidy (eds.) (2013).
- Van Parijs, Philippe (1998) "The Dismantling of the Elderly, and Other Attempts to Secure Intergenerational Justice," *Philosophy and Public Affairs*, 27: 4, pp. 292-333.
- Zhichao, Tong (2015) "Rawlsian Property-Owning Democracy: An American Historical Interpretation," *American Political Thought*, 4: 2, pp. 289-310.

(左へ右) マーティン・高橋経済大学)